

入札説明書

P C B 処理情報センターで使用する電気の調達 (令和 5 年度)

(配 布 資 料)

1. 入札説明書	6 頁
2. 入札（見積）者に対する指示書	1 1 頁
3. 契約書（案）	7 頁
4. 仕様書	3 頁
5. 競争参加資格確認申請書 ～適合証明書（裾切り要件添付）	7 頁
6. 質問回答書	1 頁
7. 開札立会申込書	1 頁

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

入札説明書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社PCB処理情報センターで使用する電気の調達（令和5年度）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

1 公告日 令和5年4月21日

2 契約職 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修

3 調達内容

- (1) 件名・数量 PCB処理情報センターで使用する電気の調達（令和5年度）
予定契約電力：52kW
予定使用電力量：76,000kWh
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 使用期間 令和5年7月1日～令和6年6月30日
- (4) 需要場所 北海道室蘭市御崎町1丁目9番地8
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所
PCB処理情報センター
- (5) 入札方法 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当社が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。
なお、入札書には消費税込み金額を記載すること。
※入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (6) その他 本調達は競争参加資格を確認の上、入札の参加者を選定し発注するものである。

4 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限（令和5年5月12日）において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有すること。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの附属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 令和4・5・6年度に有効な全省庁統一資格(資格の種類：物品の販売、等級：A、B又はC、競争参加地域：北海道)を有すること。ただし、令和4・5・6年度の同条件の資格の申請中であることをもって、申請書等を提出することができる。また、令和4

- ・5・6年度に有効な同条件の全省庁統一資格を取得し、契約締結日までに当該資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- (7) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (8) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
 - (10) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約職が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
 - (11) 仕様書に指示された要件等をすべて満たすことができること。

5 担当部課

〒050-0087 北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所
総務課 担当：竹本 (takemoto@jesconet.co.jp)
電話 0143-22-3111 FAX 0143-22-3001

6 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、契約職から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- (2) 競争参加資格確認申請書作成説明会 無し
- (3) 競争参加資格確認申請書の提出
 - ① 提出期間：令和5年4月21日(金)～令和5年5月12日(金)
行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日を除く毎日、午前10時～午後4時(午後12時～午後1時は除く。以下同じ。)
 - ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は送付(送付の場合、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によるものとし、提出期間末日までに必着。)
 - ④ 提出部数：1部
- (4) 競争参加資格確認申請書
競争参加資格確認申請書は、別添「競争参加資格確認申請書」により作成すること。
- (5) 競争参加資格確認結果の通知予定日 令和5年5月16日(火)
- (6) その他
 - ① 競争参加申請書申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
 - ④ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出(部分的な再提出を含む)。

以下同じ。)は認めない。

- ⑤ 提出された競争参加資格確認申請書に関して中間貯蔵・環境安全事業株式会社が説明を求めた場合は応じること。
- ⑥ 競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和5年5月18日(木) 午後4時
 - ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は送付(送付の場合6(3)③の方法とし、提出期限までに必着。)
- (2) 契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和5年5月23日(火)までに書面により回答するものとする。

8 発注説明書に対する質問及び回答

(1) 本調達を受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容についての質問がある場合は、次に従い、書面(別添「質問回答書」)により提出すること。

- ① 提出期限：[競争参加資格等に関するもの]
令和5年4月21日(金)～令和5年4月28日(金)午後4時
[発注内容に関するもの]
令和5年5月18日(木)～令和5年5月24日(水)午後4時
 - ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又はFAX
- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。(希望者にはFAX又はメールします。)

- ① 期 間：[競争参加資格等に関するもの]
令和5年5月2日(火)～令和5年5月12日(金)
[発注内容に関するもの]
令和5年5月26日(金)～令和5年5月31日(水)
- ② 場 所：5及び次の場所。
北海道室蘭市御崎町1-9-8
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所
PCB処理情報センター 電話0143-23-7015

9 入札書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限：令和5年6月1日(木) 午後2時
- (2) 提出場所：5に同じ。
- (3) 提出方法：持参又は送付(送付の場合6(3)③の方法とし、提出期限までに必着。)
- (4) その他：入札書の日付は、入札書提出期限(令和5年6月1日)迄の日付を記入すること。

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を根拠とし、あらかじめ当社が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、入札書には消費税込み金額を記載すること。
※入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

10 開札の日時及び場所等

- (1) 日 時：令和5年6月2日(金) 午後1時15分
- (2) 場 所：北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所
当初施設3F会議室

11 開札

開札は、入札者又は入札者に常時雇用されている者（以下「入札者等」という。）で希望する者を立ち合わせて行い、入札者等が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

入札者等で開札の立ち会いを希望する者は、次に従い、書面(別添「開札立会申込書」)により申し込むこと。申し込みの無い者は開札に立ち会うことができない。

- ① 提出期限：令和5年6月1日(木) 午後2時
- ② 提出場所：5に同じ。
- ③ 提出方法：持参、郵送又はFAX

また、開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 入札保証金

免除

13 契約保証金

免除

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、別添「入札(見積)者に対する指示書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨確認されたものであっても、開札の時に於いて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他、4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のないものに該当する。

15 落札者の決定方法

中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第8条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

16 手続における交渉の有無

無し

17 契約書作成の要否等

別添「契約書（案）」により、契約書を作成するものとする。

18 支払条件

別添「契約書（案）」による。

19 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

20 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別添「入札（見積）者に対する指示書」を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 別添様式等
 - ① 入札（見積）者に対する指示書
 - ② 契約書（案）
 - ③ 仕様書
 - ④ 競争参加資格確認申請書（別紙適合証明・裾切り要件を含む）
 - ⑤ 質問回答書
 - ⑥ 開札立会申込書

別紙 「発注手続日程（予定）」

入札公告	4月21日(金)
発注説明書の交付期間	4月21日(金) ～5月12日(金)
競争参加資格等に関する 質問回答書の提出期間	4月21日(金) ～4月28日(金)
同質問回答書に対する回答閲覧期間	5月2日(火) ～5月12日(金)
競争参加資格確認申請書提出期限	5月12日(金)
競争参加資格の確認結果の通知	5月16日(火)
競争参加資格がないと認めた場合の 理由の説明要求期限	5月18日(木)
理由の説明要求に係る回答期限	5月23日(火)
発注内容に関する 質問回答書の提出期間	5月18日(木) ～5月24日(水)
同質問回答書に対する回答閲覧期間	5月26日(金) ～5月31日(水)
入札書の提出期限	6月1日(木)14:00
開札立会申込書(希望者)の 提出期限	6月1日(木)14:00
開 札	6月2日(金)13:15
契 約	6月7日(水) (予定)

※期間については、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日を除く毎日、
午前10～12時及び午後1～4時

入札（見積）者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する業務等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一 入札執行上の注意事項

第1 入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 入札者は、発注説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札者は、所定の時刻の少なくとも10分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。
- 3 入札書は別添の書式によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。
- 4 入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。
- 5 入札書は、代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。
 - ① 代理人により入札する場合は、別添様式第1号の委任状を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
 - ② 代理人が復代理人を選任する場合は、別添様式第2号-1及び第2号-2の復代理人に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、復代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
- 6 入札書には消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。
- 7 送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。
 - ① 入札書（様式第3号）の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。
 - ② 送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び入札金額内訳書（別紙）が封入された封筒を封入すること。なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明記すること。
 - ③ 送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うこと。
- 8 入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができ

ない。

- 9 入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- ① 入札又は見積り執行前にあっては、別添様式第11号による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は送付（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - ② 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。
- 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第2 公正な入札の確保

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、他の入札者と入札意思、入札価格又は入札書、入札金額内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という）の作成についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

第3 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

- 1 入札書の金額が訂正してある場合
- 2 入札者の記名又は押印が欠けている場合
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- 4 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合
- 5 送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合
- 6 送付による入札が認められている場合において、入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合
- 7 一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合
- 8 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合
- 9 入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者が入札を行った場合
- 10 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- 11 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- 12 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

第4 入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行する

ことができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第5 開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

- 1 開札は、会社が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後に、入札終了後直ちに入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。なお、立ち会いを希望する入札者等は、別添様式第10号により申し込むこととする。
- 2 落札者の決定方法
 - ① 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
 - ② 「契約細則第17条3項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件については、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。
 - ③ 調査基準価格を下回った場合の措置
調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。
- 3 前号の決定方法によって落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない社員にくじを引かせる。
- 4 開札の結果は、開札に立ち会っている入札者等には口頭により通知し、その他の入札者には電子メール又はFAXにより通知する。
- 5 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合、前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。
ただし、開札会場に入札者全員が立ち会っていない場合は、別途日を改めて再度の入札を行う。
- 6 前号の再度の入札の結果、落札者がいないときは、最低価格提示者と見積り合せを行う。

二 契約上の注意事項

第1 契約書等

- 1 落札者は、会社所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7日以内

に提出しなければならない。ただし、承諾をえて、この期間を延長することができる。

- 2 契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

第2 契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

第3 契約代金の支払

契約書による。

三 その他の事項

入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることにはできない。

(様式第1号)

(一般用)

委 任 状

私は、(会社名 _____、所属部課名 _____、氏名 _____) を代理人と定め、次の権限を委任します。

件 名 PCB処理情報センターで使用する電気の調達(令和5年度)

委任事項 入札(見積)に関すること。

代 理 人 _____ 印

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所
所長 松 本 修 殿

住 所 _____

会 社 名 _____

代 表 者 _____ 印

(様式第2号-1)

(復代理人用その1)

委 任 状

私は、(会社名 _____、所属部課名 _____、氏名 _____)
を代理人と定め、次の権限を委任します。

件 名 PCB処理情報センターで使用する電気の調達(令和5年度)

- 委任事項
- 一 入札(見積)に関する事。
 - 二 復代理人を選任すること。
 - 三 契約の締結及び代金の請求並びに受領に関する事。
 - 四 諸願届等に関する事。

代 理 人 _____ 印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所
所長 松 本 修 殿

住 所 _____

会 社 名 _____

代 表 者 _____ 印

(様式第2号-2)

(復代理人用その2)

委 任 状

私は、(支社名等 _____、所属部課名 _____、氏名 _____)
を復代理人と定め、次の権限を委任します。

件 名 _____ P C B 処理情報センターで使用する電気の調達 (令和5年度)

委任事項 入札 (見積) に関すること。

復代理人 _____ 印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道 P C B 処理事業所
所長 松 本 修 殿

住 所 _____

支社名等 _____

代 理 人 _____ 印

(様式第3号)

入札（見積）書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※内訳書①+②の合計金額（消費税込み）をお書き下さい。

件名 PCB処理情報センターで使用する電気の調達（令和5年度）

入札（見積）者に対する指示書（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）を承諾のうえ、上記の金額により内訳書を添えて入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

代理人又は復代理人氏名

印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北海道PCB処理事業所所長 松本 修 殿

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当社が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、入札金額は消費税込み金額を入札書に記載すること。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(注) 入札書は、封かんし、件名を表記すること。

代理人又は復代理人による入札の場合は代表者印省略可。

【入札金額内訳書】

年 月	基本料金
令和5年7月 ～令和6年6月	@ 円×52kW×12月＝ 円…①

年 月	電力量料金
令和5年7月	@ 円× 3,700 kWh＝ 円
令和5年8月	@ 円× 3,700 kWh＝ 円
令和5年9月	@ 円× 3,700 kWh＝ 円
令和5年10月	@ 円× 4,900 kWh＝ 円
令和5年11月	@ 円× 6,700 kWh＝ 円
令和5年12月	@ 円× 10,000 kWh＝ 円
令和6年1月	@ 円× 10,700 kWh＝ 円
令和6年2月	@ 円× 9,700 kWh＝ 円
令和6年3月	@ 円× 8,800 kWh＝ 円
令和6年4月	@ 円× 5,800 kWh＝ 円
令和6年5月	@ 円× 4,200 kWh＝ 円
令和6年6月	@ 円× 4,100 kWh＝ 円
合 計	円…②

- ・金額は全て消費税込み金額を記入すること。
- ・端数処理は基本料金単価・合計、電力量料金単価・合計では行わず、総価で切捨てること。
- ・本積算については、燃料費調整・再生可能エネルギー賦課金を見込まないこと。

入札（見積）書封かん例

（表面）

中間 北貯 海蔵 道・ P環 C境 B安 処全 理事 事業 業株 所式 長会 社 松 本 修	令和 年 月 日	件名 P C B 入 処 理 情 報 セ ン タ ー 令 で 和 使 五 年 す 度 る 電 気 の 調 達	入 札 （ 見 積 ） 書
入札者の名称			
社名等			

（裏面）

印
印
印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所
所長 松本 修 殿

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者氏名 _____ 印

入札（見積）辞退書

件 名 PCB処理情報センターで使用する電気の調達（令和5年度）

標記について入札（見積）を辞退いたします。

電気需給契約書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所(以下「発注者」という。)と、(以下「受注者」という。)は、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 受注者は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書(以下、併せて「本契約」とする)の定めに従い、発注者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 PCB処理情報センターで使用する電気の需要に応じて、発注者に電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める小売電気事業者の責務において安定的に電気を供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は次のとおりとし、いずれの額も消費税及び地方消費税を含む。

(基本料金)

	基本料金単価 (1kWにつき)
契約電力	円

(電力量料金)

	従量料金単価 (1kWhにつき)
当年7月～翌年6月	円

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、発注者受注者協議の上、契約金額を改定することができる。

(需要場所)

第3条 需要場所は次のとおりとする。

- (1) 名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所
PCB処理情報センター
- (2) 所在地 北海道室蘭市御崎町1丁目9番地8

(契約期間)

第4条 契約期間は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までとする。

(再委任等の禁止)

第5条 受注者は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第7条 仕様書のとおり。

(計量及び検針)

第8条 計量日は、毎月一定の日とし、受注者は一般送配電事業者から受領した検針の結果を、速やかに発注者及び需要場所の責任者に通知すること。なお、通知の方法は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は1月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

(支払)

第10条 受注者は、第8条の検針後、速やかに当該月の電気使用に係る電気料金を適正な請求書をもって請求するものとする。

2 発注者は、前項の適正な請求書を受領したときは、受注者の「電力需給契約約款(高圧)」に定める「料金の支払義務並びに支払期限日」に則り、代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡)

第11条 受注者は、本契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲り渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承認を得た場合にはこの限りでない。

(事情変更)

第12条 発注者及び受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、発注者受注者協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上書面により定めるものとする。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金)

第13条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、北海道管内のみなし小売電気事業者が定める標準供給条件(または電気需給約款)によるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第14条 受注者の責に帰すべき事由により仕様書に定める電力供給が完了しないときは、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、売買代金額に対して延長日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を延滞金として徴収することができる。

3 発注者の責に帰する事由により第10条の規定による売買代金の支払いが遅れた場合には、受注者は、発注者に対して延滞日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を請求することができる。

(秘密保持)

第15条 発注者及び受注者は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に対して漏洩してはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。但し、次の各号のいずれかに該当することを自ら立証できるものについてはこの限りではない。

(1) 相手方から開示を受け、又は知り得た時点で印刷物等により既に公知であったもの又は自己が既に所有していたもの。

(2) 相手方から開示を受け、又は知り得た後、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの。

(3) 相手方から開示を受け、又は知り得た後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得したもの。

2 前項の規定は、本契約が終了し又は解除された後も有効とする。

(契約保証金)

第16条 発注者は、本契約に係わる受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(契約の解除)

第17条 発注者又は受注者は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 正当な理由によらないで本契約を履行しないとき、又は本契約に規定する期限までに債務の履行を完了する見込みがないとき。

(2) 本契約の各条項のいずれかに違反したとき。

(3) 破産、民事再生又は会社更生法の申立をしたとき、もしくは第三者から申立を受けたとき。

(4) 差押え、営業廃止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。

(5) 監督官庁から許可の取消し、営業の停止等の処分を受けたとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者の役員又は受注者の支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この項において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 3 受注者が前2項の規定に該当し本契約が解除された場合においては、受注者は当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量及び予備電力(線)に第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額と契約電力に契約金額(基本料金単価)を乗じて得た額の合計額(以下「予定電気料金」という。)の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第18条 本契約に関し、受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、予定電気料金の10分の1に相当する金額を違約金(損害賠償額の予定)として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。本契約が終了した後も同様とする。

- (1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)

において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(不可抗力)

第19条 天災地変、労働争議、法令の改変その他当事者の責に帰し得ない事由によって本契約に関する債務不履行が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知する。なお、この場合には、本契約の債務不履行とは看做されないものとし、その対応につき発注者と受注者の間で協議する。

(損害補償)

第20条 発注者及び受注者は、本契約に関して自らの責に帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合、協議のうえ、その補償の責を負うものとする。

(損害金等の徴収)

第21条 受注者が、本契約に基づく損害金、違約金又は補償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(その他)

第22条 本契約に定めのない事項については、受注者供給条件によるものとする。ただし、供給条件に記載の無いものについては、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

本契約を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上各自1通を保有する。

令和5年6月 日

発注者 住 所 北海道室蘭市仲町14番地7
氏 名 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所
所 長 松本 修

受注者 住 所
氏 名

PCB処理情報センターで使用する電気の調達（令和5年度）仕様書

1. 概要

- (1) 件名 PCB処理情報センターで使用する電気の調達（令和5年度）
(2) 需要場所 中間貯蔵環境安全事業株式会社 PCB処理情報センター
北海道室蘭市御崎町1丁目9番8号
(3) 業種及び用途 事務所・会議室（PCB処理情報センター）

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
② 供給電圧（標準電圧） : 6,600V
③ 計量電圧（標準電圧） : 6,600V
④ 標準周波数 : 50Hz

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 予定契約電力 : 52kW
(ただし、その1月の最大需要電力と前11カ月の最大需要電力のうち、
いずれか大きい値とする。)
② 予定使用電力量 : 76,000kWh
(月別の予定使用電力量は別紙1のとおり。)

(3) 使用期間

令和5年7月1日0:00 から 令和6年6月30日24:00まで

(4) 電力量等の計量器

電力量を表示する。

最大需要電力を表示する（需要電力の最大値であり、30分最大需要電力計により計量される値）
力率を表示する。

(5) 需給地点

区分開閉器の電源側リード接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 対価の支払方法

- ① 毎月、電気使用量等を発注者に送付すること。
- ② 受注者は毎月、請求書（明細等を記載したもの）を送付し請求を行うこと。
- ③ 請求書又明細書等に下記の内容を記載する
記載内容：基本料金の額、契約電力、力率、電力量料金の額（燃料費調整額又燃料費等調整額の記載を含む）再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金額の額
消費税等の額

(9) 料金算定項目は、(8) 対価の支払方法 ③の記載内容の項目について算定する。

(10) 小売電気事業の登録

電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。

(11) その他

- ① 力率の保持のためコンデンサーを設置し、使用期間中は100%を保持する予定。
- ② 非常用自家発電設備はありません。
- ③ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整（燃料費等調整）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、北海道管内の旧一般電気事業者の小売部門（現：北海道電力株式会社）が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電力契約標準約款）によるものとする。
*力率が、85%を上回る場合は、その上回る1%につき、基本料金を1%割引し、85%を下回る場合は、その下回る1%につき、基本料金を1%割増する。
- ④ 受注者は、高圧で電気を供給するときの供給条件の規定等について、競争参加申請時に発注者に書面で提示する。
- ⑤ その他この仕様書に定めのない事項については、別途当社職員の指示に従うものとする。

月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量
令和 5 年 7月分	3,700
令和 5 年 8月分	3,700
令和 5 年 9月分	3,700
令和 5 年 10月分	4,900
令和 5 年 11月分	6,700
令和 5 年 12月分	10,000
令和 6 年 1月分	10,700
令和 6 年 2月分	9,700
令和 6 年 3月分	8,800
令和 6 年 4月分	5,800
令和 6 年 5月分	4,200
令和 6 年 6月分	4,100
合 計	76,000

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 所長 松本 修 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和5年4月25日付で公告のありましたPCB処理情報センターで使用する電気の調達(令和5年度)に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告2 競争参加資格の条件を満たすこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 令和4・5・6年度に有効な全省庁統一資格(資格の種類:物品の販売、等級:A、B又はC、競争参加地域:北海道)の資格審査結果通知書の写し。ただし、令和4・5・6年度と同条件の資格の申請中であることをもって、申請書等を提出することができる。また、令和4・5・6年度に有効な同条件の全省庁統一資格を取得し、契約締結日までに当該資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- 別紙1に掲げる適合証明書(条件を満たすことを証明する書類を添付すること)

適合証明書

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和3年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.525 未満	7 0
	0.525 以上 0.550 未満	6 5
	0.550 以上 0.575 未満	6 0
	0.575 以上 0.600 未満	5 5
	0.600 以上 0.625 未満	5 0
	0.625 以上 0.650 未満	4 5
	0.650 以上 0.675 未満	4 0
	0.675 以上 0.680 未満	3 5
	0.680 以上 0.690 未満	3 0
	0.690 以上	0
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	1 0
	0%超 0.675%未活用していない	5
		0
③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	2 0
	5.00%以上 7.50%未満	1 5
	2.50%以上 5.00%未満	1 0
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開

始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

- ・入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別添の「各用語の定義」

用 語	定 義
①令和3年度 1kWh 当たり の二酸化炭 素排出係数	<p>「令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公 表されている令和元年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p>
②令和3年度の 未利用エネ ルギー活用 状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エ ネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和3年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エ ネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により 未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃 料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発 電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場 合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の 熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない 化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の 発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とす る。 <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社 電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた 電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。をい う)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (「電気事業者による再生可能 エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号) (以下「FIT 法」という。) 第二条第 4 項において定 める再生可能エネルギーに該当するものを除く。) ③高炉ガス又は副生ガス

	<p>3. 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>② 令和3年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量 (kWh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和3年度の供給電力量 (需要端(kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない) 地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和3年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

質問回答書

件名	PCB処理情報センターで使用する電気の調達（令和5年度）	
会社名及び 代表者名	印	
担当者	所属 氏名	印
質問番号	質問	回答

※期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見なします。

開札立会申込書

件名	PCB処理情報センターで使用する電気の調達（令和5年度）
開札日時	令和5年6月2日（金）午後1時15分
開札場所	北海道室蘭市仲町14番地7 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 当初施設3F会議室
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名	印

※注

- ①入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ②開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも10分前に集合して下さい。
- ③本書面の提出
提出期限 令和5年6月1日（木）午後2時
提出場所 北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道PCB処理事業所 総務課
FAX0143-22-3111 電話0143-22-3001
提出方法 持参、郵送又はFAX